

平成音楽大学

平成 29 年度 再評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

平成音楽大学

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、平成音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

平成 27(2015)年度の認証評価において、基準項目 3-1「経営の規律と誠実性」及び基準項目 3-3「大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ」については、学校教育法及び関連規則等の改正に対応した学内規則の見直し・整備をしていないなど大学運営に係る重要な法令が遵守されておらず、また、大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が確保されていないことから基準項目を満たしていないとした。基準項目 3-7「会計」については、学校法人会計基準の改正への対応が行われておらず、平成 27(2015)年度予算編成にも改正の内容が反映されていないことから基準項目を満たしていないとし、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 29(2017)年度に基準 3 の基準項目 3-1、3-3、3-7 について、平成 27(2015)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は組織倫理に関する規則に基づいて運営が行われ、大学の使命・目的を実現するための継続的な努力がなされている。

人権については、ハラスメント防止規程及び個人情報の保護についての方針を定め、学内に周知している。

安全への配慮については、危機管理規程、防火管理規程及び消防計画を策定し、毎年全学生参加のもと、避難訓練を実施している。

大学運営において遵守すべき法令に関し、その改正に対応した学内規則等の見直し・整備がなされていなかったことが、平成 27(2015)年度の認証評価時に確認された。その後、平成 28(2016)年 3 月から平成 29(2017)年 3 月にかけて関係法令の改正に対応した学内規則等の見直し・整備が行われ、改善されたことが確認できた。

教育職員免許の認定課程を有する大学として、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に定める教員養成の状況についての情報を公表していなかったことが、平成 27(2015)年度の認証評価時に確認された。その後、平成 28(2016)年 6 月に大学ホームページにおいて教員養成の状況についての情報が公表され、改善されたことが確認できた。

【優れた点】

○大学運営全般についての取組みを強化するための目標管理制度を導入したことは、使命・目的の実現に向けての全学を挙げての対応として評価できる。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育研究に関する重要事項を審議するための教授会を設置し、学校法人及び大学の主要課題を協議するための運営委員会を設置して、学長が全体を統括する大学運営の責任者として意思決定を行っている。

学校教育法第 92 条第 3 項並びに第 93 条第 2 項及び第 3 項に定める校務に関する最終的な決定権が学長にあることが学内規則において明文化されていなかったことが、平成 27(2015)年度の認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月に学則を改正し、校務に関する最終的な決定権が学長にあることが明確に規定され、改善されたことが確認できた。

学校教育法第93条第2項第1号及び第2号に定める学長が決定を行う事項が学内規則に明確に規定されていなかったことが平成27(2015)年度の認証評価時に確認された。その後、平成28(2016)年3月に学則を改正し、学長が決定を行う事項が明確に規定され、改善されたことが確認できた。

学校教育法第93条第2項第3号に定める教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものが学長によって適切に定められていなかったことが平成27(2015)年度の認証評価時に確認された。その後、平成28(2016)年8月及び平成29(2017)年8月に学長裁定として定め、教授会において提示され、改善されたことが確認できた。

学校教育法第93条第2項及び第3項に定める教授会は教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる関係にあることが学内規則において明確に定められていなかったことが平成27(2015)年度の認証評価時に確認された。その後、平成28(2016)年3月に学則を改正し、教授会は教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる関係にあることが明確に規定され、改善されたことが確認できた。

学校教育法施行規則第26条第5項に定める退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていなかったことが平成27(2015)年度の認証評価時に確認された。その後、平成28(2016)年4月に「学生の懲戒に関する規程」が制定され、改善されたことが確認できた。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

【理由】

「学校法人御船学園経理規程」「学校法人御船学園経理規程細則」「学校法人御船学園資産運用規程」に従って、予算編成から執行、決算がなされている。期中に予算外の支出等が生じた場合には、補正予算を編成して適切に会計処理が行われている。

会計監査は、監査法人による監査及び監事による監査が定期的に行われ、監事は評議員会及び理事会に出席して監査内容を報告している。

また、平成27(2015)年度に実施した大学機関別認証評価において、平成27(2015)年4月1日に施行された学校法人会計基準改正への未対応が指摘されたが、指摘事項について学内規則等の見直しを行い予算の編成や決算が適切に行われている。